

○4 番（小川務君）

それでは、3月定例会の一般質問をさせていただきたいと思います。

本日は、職員の兼業・副業をテーマに、運用の現状や今後の対応方針、地域へのスキル還元、職員採用の強化といった観点からお尋ねさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

柔軟な働き方の実現や人材の確保の観点から、民間企業では副業・兼業認めることが多くなっております。

公務員の副業は、職務専念義務の確保や信用失墜の行為の禁止、守秘義務の厳守などの観点から原則禁止とされております。

近年では、こうした考え方を見直す動きが見られます。時代の流れから当然とは思いますが、公共性の高い職業である以上、住民の理解が不可欠であることは言うまでもありません。

そこでまずお伺いします。町職員の副業・兼業に関するメリット、デメリットについてどのようにお考えでしょうか。ご所見をお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

町が考える副業・兼業のメリットとしましては、地域経済の活性化、職員の多様な経験やスキル習慣による自己成長などが挙げられます。また、外部の視点を取り入れることで、新たな発想やノウハウを行政に活かせることも期待されます。

その一方、デメリットといたしましては、職務専念義務違反や信用失墜行為、秘密保持義務違反のリスクが挙げられます。

また、職務上知り得た情報が副業・兼業に利用されることによりまして、利益相反や公平性・中立性が疑われる事態が発生する恐れがあると考えております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい、ありがとうございます。

ご存じのとおり今年4月からは国家公務員において、兼業の規制が緩和されます。

これまで、不動産賃貸、太陽光発電による売電、家業の農業の3分野のみが認められていましたが、今回新たに職員の有する知識、技能を活かした事業、事業のたとえですけど、ハンドメイド品の販売や、スポーツや芸術の教室及び社会貢献に資する事業、こちらのたとえでは高齢者対象の買い物代行、地域振興イベン

トの主権について一定の基準を満たせば兼業が可能となることです。

地方公務員の兼業については、地方公務員法 38 条によって、原則禁止ですが、任命権者の許可、つまり町長や教育委員会などの許可を得れば可能とされております。

2020 年には、総務省が地方公務員の社会貢献活動に関する兼業についてという通知を出しています。この通知によると、地方自治体がとるべき対応について、許可基準を具体化、詳細化するとともに、これを公表することが求められております。

そこでお伺いします。本町職員の副業・兼業につきまして、現状どのように取り扱っておりますでしょうか。許可基準等がありましたら、お示しいただければと思います。

また、職員全員が理解できるように周知しておりますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

正規職員につきましては、服務規定があるため、副業や兼業は原則禁止で、「土庄町職員の営利企業等の従事の許可に関する規程」に基づきまして、任命権者の許可を得れば、内容によって営利企業の企業への従事が認められる場合もあります。この規定において、許可することができない事項としましては、職員の占めている職と兼ねようとしている地位または従事しようとしている事業もしくは、事務の間に特別な利害関係があり、またはその発生の恐れがある場合、また、職務の遂行に支障があると認められる場合となっております。

また、会計年度任用職員パートタイム職員につきましては、副業・兼業に制限はございません。

副業・兼業の制度について、幅広く職員には周知しておりませんが、職員からの問い合わせ、相談によって個々に対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい、わかりました。ありがとうございます。

総務省の通知にありますとおり、許可基準をしっかりと定め、公表することで透明性を確保することが重要だと考えます。

公務員の方が副業していたら違反という勘違いをされないためにも、よろし

くお願いいたします。

ちなみに先ほど示していただいた基準に基づき、現状副業されている職員の方はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

職員の中には、家業として農業等に従事されてきた方、多いのではないかと思います。副業内容として、家業を申請されている職員の人数を把握されているでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の3点目の質問にお答えいたします。

正規職員におきまして、副業に従事している事例がございまして職員4名ほどおります。例えば、国勢調査等の統計調査員や指導員などがございます。いずれの場合も、許可申請手続きを行いまして、許可を得て従事している状況でございます。

なおですね、副業内容としまして家業のことを申請している職員は、今のところいません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

先ほど4名なんですけど、国勢調査以外の方3名はどのようなことをされているか教えていただけませんか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

4名につきましてお答えさせていただきます。

先ほどの統計調査員の指導と、車両のですね充電時間の調査の方をやっておりますのと、太陽光発電の電気の販売、あと金融経済教育推進機構の認定アドバイザーというもの資格を持ってやっているというような者の4名でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

わかりました。町職員というのは町全体の奉仕者ではありますが、やはりそれ以前に地域の構成員であります。家族の一員でもあります。

地域で働いたり、家業に従事したりというのはある意味当然なことであると思います。地域の多様な実情に配慮し、限られた人的資源を有効活用する観点から、特に地方公務員の副業・兼業については、いたずらに規制をかけるべきでは

ない。そういった観点からも、地方自治体での副業・兼業は国家公務員制度と比べて、より柔軟な基準での運用が可能となっています。

しかし実際のところは、ほとんどの自治体は国家公務員の基準に準拠して運用しており、手元の資料によりますと許可基準を設けている自治体は、約 9 割が国家公務員の基準に準拠しているというデータもあります。

制度上は柔軟性を共用しているにもかかわらず、実務的には抑制的な運用が続いております。

この背景には利益相反行為の確認や、職務実態の把握、過重労働の防止などで多大な労力やコストがかかるという事情もあると考えられます。

そこでお伺いいたします。副業・兼業の緩和にあたって、どのようなことが障壁となっていますでしょうか。また、町独自の基準を設けている考えはありますでしょうか。障壁の打破に向け、総務省をはじめ、国への要望がありましたら、この場であげていただければと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の 4 点目のご質問にお答えいたします。

副業・兼業の緩和における主な障壁は、先に述べましたとおり、公務員の職務専念義務や信用失墜行為の禁止、秘密保持義務など、服務規律上の課題と、どのように両立を図るかということであります。職員間の公平感の確保と理解醸成も不可欠であると考えております。

公務員の副業・兼業を民間並みに緩和するためには、地方公務員法の改正が必要と思われませんが、現在のところ、国における見直しは、自営兼業の対象や承認にかかる見直しにとどまっております。したがって、現段階での町独自の基準を設ける考えはございません。国への要望につきましても同様ですが、職員からの要望意見があれば、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

そうですね。地方公務員法の改正をしないとね、どうしようもないというのもわかります。

そこで最近ですけど、国家公務員の副業・兼業については新聞などでも取り上げられております。地方公務員に関してはあまり見られませんので、もう少し議論が活発になることを願っております。

さて、公務員の副業・兼業は、地域貢献や社会貢献の促進につながると考えております。職員が長年の職務で養ったスキルを地域に還元することは、地域にと

っては大きなメリットとなるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。本町職員が地域に資する副業に取り組まれている例がありましたら、ご紹介ください。また職員に対し積極的に地域に出てもらふ施策がありましたらお示しください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の 5 つ目の質問にお答えいたします。

職員の専門スキルを活かした教育関係の出前事業といった例がございます。また、地域に資する施策としましては、報酬を得て部活動の指導などが考えられるところがございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

部活動も民間委託に国の方が変わってきているので、サッカーやられてる職員の方も多いと聞いてますので、ぜひ推進していただければと思います。

また、教育関係なんですけどもやっぱり教育基準を上げるために、塾に通えないお子さんもいらっしゃる状況も聞きますので、職員の方に勉強を教えてくださいとか、そういったことも大事な事かなと思いますので、広めていただければ助かりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは次の質問に行きたいと思います。最近若い世代を中心に、副業したいという希望は多く、冒頭にも触れましたが、副業・兼業を認めることは、人材確保の観点からも大きなメリットがあると考えます。

ご存じのとおり近年、若年層の公務員試験、志願者数は減少傾向にあります。総務省の調査によりますと、地方公務員の競争率は、2014 年度に 7 倍だったのが、2023 年には 4.6 倍まで減少しております。

特に人口減少や、若年層の流出が進む地域の自治体においては、優秀な人材の確保が何よりも重要な課題となっております。

そこで本庁の職員採用における近年の傾向についてご説明いただけますでしょうか。過去 3 年間の採用人数、倍率についてお示しください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の 6 点目の質問にお答えいたします。

令和 4 年度の採用人数は 11 名で、競争倍率は 2.5 でございます。令和 5 年度の採用人数は 12 名で、競争倍率は 2.8 です。令和 6 年度の採用人数は 11 名で、

競争倍率は 2.0 というふうになってございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

11 名、12 名、11 名。実際に入られたのは何名になる、これがすべて入られたってことでしょうか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

今の人数がすべて入った人数でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

追加募集といったことも何度かされた結果なんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

追加募集も随時しております。広報とかでお伝えしましたとおりですね、今年度は 4 次募集まで行っておる状況でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

土庄町役場でしたら 4 次募集をしなければ人材が集まらないという、難しい人を集めということが状況はよくわかりました。

民間就職情報会社によりますと、2026 年に卒業する大学生を対象にした調査では、約 6 割の学生が副業をしたいと回答したそうです。理由として、貯蓄や自由に使えるお金の確保が 55% を占めた一方で、新たな知識や経験を得るため、答えた学生も 3 割以上おりました。本業にとどまらない広い視野を持ちたいと考える若者が多いことが伺えます。

今や、兼業・副業はありきで就職する時代です。

職員募集について、副業・兼業によって公務以外でも、地域に貢献できることを打ち出せば、学生に対する大きなフックになると考えますが、ご所見をお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の7点目のご質問にお答えいたします。

職員は全体の奉仕者として、まずは公務に全力を尽くし、住民の皆さまから信頼を確保することが最大の責務と考えております。公務以外の活動による貢献を積極的に打ち出すことは、現在では難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

そうですね。わかります。なかなか急に変えることは難しいというのわかります。

そこでなんですけども、最後に、兼業・副業の人材の登用の観点から質問させていただきたいと思えます。逆ですね。逆の来ていただく方のことを質問したいと思えます。

民間企業においては課題解決や新規事業の展開、DXの推進のため、高度な専門知識や豊富な経験を持った専門家を副業・兼業人材として登用する動きが進んでおります。

全国の自治体においても、特にITや観光などの分野において、特定組織に専従しない形で、自身の専門知識や経験、スキル等を提供する副業・兼業人材を登用するケースが見られます。

そこでお伺いいたします。本庁において今後、副業・兼業人材を活用するお考えはありますでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の8点目の質問にお答えいたします。

町が、新たな取り組みや業務改善などを行おうとする際、専門的知識や知見を有する外部人材の活用は、非常に有益な選択肢であると考えております。内部だけでは不足しがちな専門知識や業務経験、人脈、ノウハウを取り入れて活用することで、より実効性の高い施策や事業展開が期待できます。

地方自治体による外部人材の活用を支援する制度といたしましては、総務省の「地域活性化起業人制度」や内閣府の「地方創生人材支援制度」などがあり、「地域活性化起業人制度」では民間企業等の職員を受け入れ、「地方創生人材支援制度」では国家公務員や大学研究者等を受け入れることができるようになっております。これらの制度を活用した外部人材の受け入れにつきまして、現在、鋭意準備を進めているところでございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

先ほどおっしゃいました地域活性化起業人、これ小豆島町、今 5 名着任しております、派遣型が 1 名、副業型が 4 名の方いらっしゃいます。

土庄町は、今後どのような職種を検討しているかよろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

現在でも具体的には決まっていないような状況ではございますけれども、例えばデジタル関係であったりカーボンニュートラル、また官民連携に関する課題解決に向けまして、外部人材の受け入れ等を模索している状況でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

ぜひ外部の人材の方にご協力いただいて、前向きに検討していただければなと思います。

現代ですけれども、VUCA(ブーカ)の時代と言われております。変動性 Volatility (ボラティリティ)、不確実性 Uncertainty (アンサーテンティ)、複雑性 Complexity (コンプレキシティ)、曖昧性 Ambiguity (アンビギリティ) の頭文字を使った言葉で VUCA (ブーカ) と呼ばれております。

先の見えない時代に、自治体として生き残りを図るには、多様な人材の確保が、活用が不可欠であります。多様性、公平性、包括性を持った組織づくりを進めていただきたいと思いますので、これをもって質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。